

名義変更の手続き

※使用者を変更し、墓所を受け継ぐことを「承継」といいます。
川崎清風霊園を承継する方は

- 1) 祭祀継承者であること
- 2) 原則として使用者の親族であること

が必要条件となります。

必要書類

共通書類

- 1) 墓所使用权承継申請書
- 2) 申請者の実印と印鑑登録証明書(3カ月以内のもの)
- 3) 使用者(名義人)と申請者の戸籍上のつながりが確認できる戸籍抄本(6カ月以内のもの)
- 4) 申請者の住民票(3カ月以内、全記載のもの) 謄本
- 5) 生前継承の場合 被承継者の実印と印鑑登録証明書(3カ月以内のもの)
- 6) 指定書(下記に該当する場合)

共通書類以外に必要な書類

変更理由	承継者		必要書類
使用者が死亡したとき	承継するものを指定している場合	指定された者	使用者の死亡記載の戸籍謄本・遺言書等の原本(承継者の指定の記載があるもの)等
		祖先の祭祀を主宰している事を説明できる者	使用者の死亡記載の戸籍謄本・祭祀を主宰している事が確認できる書類(葬儀費用の領収書他)
	除籍謄本	配偶者及び子全員(場合によっては親族等)の協議等により定められた者	同意書 使用者の死亡記載の戸籍謄本類・協議成立確認書(協議者全員の記名押印が必要であり、かつ申請者と代表者1名は実印の押印と印鑑証明が必要)・戸籍全員の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本)
使用者が生前に高齢・病気等特別な理由により承継者を指定した時		指定された者	申請理由が確認できる書類・共通(5)
家庭裁判所で指定された時		指定された者	使用者の死亡記載の戸籍謄本・家庭裁判所の審判書又は調停調書

※注意

- a) 新名義人の口座振替依頼書 再提出
- b) 新名義人の墓所使用申込書(本申し込み) 再提出